

公益財団法人北海道スポーツ協会及び加盟団体における

倫理に関するガイドライン

平成25年9月5日制定

< 趣 旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したもとするとともに、人間の身体的、精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に不可欠であるため、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体は、本道のスポーツの普及振興を図っていく質の高い公益性と公正（健全）な社会性を兼ね備えた組織団体としてその使命を担っている。

したがって、所属する役職員はもとより、スポーツに携わる全ての人々は、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年スポーツ関係団体における、人道的問題（指導者の競技選手に対する暴力（バイオレンス）やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）あるいは、補助金や助成金の不適切な処理などの問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況を踏まえて、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全な組織体制の整備と組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役職員そしてスポーツに携わる全ての人々を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防止するため、次の各事項に照らし、必要な規定の整備を図ることが求められる。

I 人道的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為について

本会及び加盟団体は、役職員をはじめスポーツに関わる全ての者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底すること。

- (1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、お互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

- 特に、監督・コーチ等の指導的立場にあるものは、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行為は、厳に禁ずる。
- (2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧）を行うことは、厳に禁ずる。
 - (3) 相談窓口の設置など、相談等に迅速に対応できる体制を整備すること。

2. 身体的・精神的セクシュアルハラスメントについて

本会及び加盟団体は、役職員をはじめスポーツに関わる全ての者に対して、広報・情報資料等を通して具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図って行くこと。

- (1) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意が無い場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアルハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せず相手に対して『不快である』旨を、はっきりと意思表示をすること。
- (5) 相談窓口の設置など、相談等に迅速に対応できる体制を整備すること。

3. 身体的・精神的パワーハラスメントについて

本会及び加盟団体は、役職員をはじめスポーツに関わる全ての者に対して、相手の立場を尊重するとともに自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるよう講習会・研修会等において周知徹底を図って行くこと。

- (1) 人間関係において優位性（上下関係、権限、能力等を指す）を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為をしないこと。
- (2) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、その取扱い等において十分配慮すること。
- (4) 相談窓口の設置など、相談等に迅速に対応できる体制を整備すること。

4. ドーピング防止及び薬物乱用防止について

本会及び加盟団体は、スポーツに関わる全ての者及び指導的立場にある者に対して、徹底した教育及び啓発活動を行うこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者自身の心身の健康を害するものであり、絶

対に行ってはならないこと。

国体などの主要国内大会のドーピングコントロール検査実施を契機に、ドーピング防止の意識は定着してきているが、これからもドーピング防止の教育及び啓発活動の積極的な展開を図ること。

- (2) 競技者がドーピングを行った意識が無くても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあることから、監督者（指導者）及び競技者は、ドーピングに関する最新の情報を収集しその知識を十分深めること。
- (3) 麻薬や覚せい剤など薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格も破壊するものであり、いかなる場合においても絶対に使用しないこと。

II 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的組織であることを認識し、公益法人会計基準、各団体の経理規程に則り正しい経理処理をするとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取扱いについては、補助元・助成元のその補助・助成の目的及び経理要項などを遵守のうえ、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などしないこと。
- (2) 経理処理については、違法、不法又は不正行為・不祥事などを未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

2. 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めた規程の整備を検討すること。

- (1) 組織内・外の金銭の着服、横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応などの直接または間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設設備の補修、物品などの購入に関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

Ⅲ 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考に当たっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることの無いよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。

また、選考結果に対して関係者から質問や抗議があった場合は、速やかに対応するとともに、理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理すること。

Ⅳ その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツに関わる時以外の日常生活においても社会規範としての習慣、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めること。

附 則（平成25年9月5日理事会決定）

このガイドラインは、平成25年9月5日から施行する。

附 則（平成30年9月5日理事会決定）

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。